## 新潟県企業局管理規程第1号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年2月1日

新潟県企業管理者 桑 原 勝 史

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局財務規程(昭和62年新潟県企業局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

<del>1</del>//

改 正 後	改正前		
(予算執行権限等の委任)	(予算執行権限等の委任)		
第4条 (略)	第4条 (略)		
(1) • (2) (略)	(1) • (2) (略)		
(3) 支出(当該事業所に係る預り金及び前払金	(3) 支出(当該事業所に係る預り金の支出を含		
の支出を含む。)を命令すること。	む。)を命令すること。		
(4) (略)	-		
	(4) (略)		
2 (略)	2 (略)		
別表第1(第3条関係)	<b>別表第1</b> (第3条関係)		
収入原因行為	収入原因行為		
(略)	(略)		
支出負担行為	支出負担行為		
科目等 次長 課長 課長	科目等 次長 課長 課長		
補佐	補佐		
1 収 (略)	1 収 (略)		
益的 (9) (略)	益的 (9) (略)		
支出 電気、機 5億円 3億円	支出 電気、機 2億円 1億円		
横、土木   未満   未満	横、土木   未満   未満		
及び建築	及び建築		
工事費	工事費		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(16) (略) <u>1,000</u> (略)	(16) (略) <u>2,000</u> (略)		
万円以	万円未		
<u>  <u>+</u>  </u>	<u>満</u>		
建設工事 2,000 2,000			
に関する 万円以 万円未			
<u>委託費</u> <u>上</u> 満			
(略)	(略)		
2 資 (1) (略) (略)	2 資 (1) (略) (略)		
本的 工事費 5億円 3億円	本的 工事費 <u>2億円</u> <u>1億円</u>		
支出   <u>5   5   5   5   5   5   5   5   5   </u>	支出		
(略)	(略)		
<u>委託費</u> <u>2,000</u> <u>2,000</u>	測量調査 2,000 1,000		
万円以   万円未	<u>費</u> <u>万円未</u> <u>万円未</u>		
	満   満		
(略)	(略)		
(2) (略) (略)	(2) (略) (略)		
造成工事 <u>5億円</u> <u>3億円</u>	造成工事 2億円 1億円		

費 <u>未満</u> <u>未満</u> (略)	費 <u>未満</u> <u>未満</u> (略)
	測量調査 2,000 1,000   費 万円未 万円未   満 満
(略)	(略)
(略)	(略)
<b>別表第2</b> (第4条、第4条の2関係) 収入原因行為	別表第2(第4条、第4条の2関係)   収入原因行為

(略)

支出負担行為

<u>/ч</u>	14 7/2		
科目等		事業所長	次長に専
		に委任す	決させる
		る範囲	範囲
1 収	(略)		
益的	(6) (略)		
支出	電気、機械	3億円未	
	工事費	<u>満</u>	
	(略)	(略)	•
	(略)		
	(11) (略)	(略)	
	建設工事に	2,000 万	
	関する委託	円未満	
	<u>費</u>		
	(略)		
2 資	(1) (略)	(略)	
本的	電気、機械	3億円未	
支出	工事費	満	
	(略)	(略)	(略)
	委託費	2,000 万	
		円未満	
	( m々 )	<u> </u>	
(m/n)	(略)		
(略)			

(略)

支出負担行為

文出負担	门局		
科目等		事業所長	次長に専
		に委任す	決させる
		る範囲	範囲
1 収	(略)		
益的	(6) (略)		
支出	電気、機械	1億円未	
	工事費	<u>満</u>	
	(略)	(略)	
	(略)		
	(11) (略)	(略)	
	(略)		
2 資	(1) (略)	(略)	
本的	電気、機械	1億円未	
支出	工事費	満	
	(略)	(略)	(略)
	測量調査費	100 万円	
	NEWEN	未満	
	(m/r)	<u> </u>	
	(略)		
(略)			

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正は、令和3年4月1日から適用する。